

福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、私立高等学校の専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校専攻科の生徒に対して、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(受給権者等)

第2条 知事は、私立高等学校専攻科の生徒であつて、次の各号の全てに該当する者のうち知事が認めた者（以下「受給権者」という。）に対して、支援金（福岡県私立高等学校専攻科修学支援金取扱要領1（5）に定める額）を交付する。

- 一 日本国内に住所を有する者
 - 二 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）を修了していない者
 - 三 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであつて、当該高等学校等を所管する都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
 - 四 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者
 - 五 私立高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者
- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。
- 一 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
 - 二 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の四月
 - 三 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

(支援金の代理受領等)

第3条 私立高等学校の設置者（以下「学校設置者」という。）は、受給権者に代わって支援金の交付に必要な事務手続きを行うとともに、支援金を受領し、その有する授業料債権の弁済に充てるものとする。

(交付の申請)

第4条 学校設置者は、支援金の交付を受けようとするときは、別に通知する期日までに、様式第1号による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付申請額内訳（様式第1号別添）

(2) その他知事が定める書類

2 前項の規定に基づく書類の提出が期日までに困難なときは、様式第1号の2による交付申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付することにより交付申請書の提出ができるものとする。

ただし、この場合、速やかに、前項各号の書類を添付した第8条の変更交付申請を行うものとする。

(1) 4月1日現在の在籍（見込）生徒数

(2) 支援金対象（見込）生徒数及び交付申請額

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の決定を受けた学校設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(学校設置者の責務)

第7条 学校設置者は、法令、本要綱、支援金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反してはならない。

2 学校設置者は、支援金を受給権者への支給以外の用途に使用してはならない。

3 学校設置者は、支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行ってはならない。

- 4 学校設置者は、交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合は、直ちに知事に報告しなければならない。

(交付の変更)

第8条 学校設置者は、第5条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、学校設置者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができる。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第10条 学校設置者は、交付の決定を受けた支援金について、翌年度の4月5日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る支援金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校設置者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 学校設置者は、支援金の概算払を受けようとするときは、様式第4号により知事に請求しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(支援金の経理)

第13条 学校設置者は、支援金の経理についての帳簿を備え、支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年1月1日から施行する。